

## 「ファイル名の付け方のルールについて」

1. 様式 1 - 1、様式 1 - 2、様式 2 - 1、様式 2 - 2 は、それぞれ別のファイルとして保存してください。(ブック形式を活用して 1 つのファイルに複数の様式(シート)を保存することは行わないで下さい。)
2. 特区拡充計画(特区構想)ごとに、ファイルを分けて保存してください。
3. ファイルの名称は、次の形式によってください。

様式 1 - 1 : 「        - x - 1 - 1 」 ( 全て全角 )

様式 1 - 2 : 「        - x - 1 - 2 」 ( 全て全角 )

様式 2 - 1 : 「        - x - 2 - 1 」 ( 全て全角 )

様式 2 - 2 : 「        - x - 2 - 2 」 ( 全て全角 )

ここで、

- ・ 「        」の部分には、提案主体名を記入してください。市町村の場合は必ず都道府県名から続けて記入してください。  
例：     県、     県    市、x x 連合会、(株)    会社
- ・ 複数の団体による共同提案の場合は、様式 1 - 1 又は様式 1 - 2 中に連絡先として記入頂く方が属する団体名としてください。
- ・ 「 x 」の部分には、一の提案主体で複数の特区拡充計画(特区構想)を提案する場合に、通番を付してください。特区構想が一つの場合は「 1 」と記載してください。
- ・ 「 - 」はハイフン(全角)を用いてください。「ー」(長音記号)は用いないで下さい。

< 例 1 >

X 県 Y 市が、A 特区(拡充)、B 特区構想(新規)及び C 特区構想(新規)の 3 つの特区を提案する場合、最大で次の 9 つのファイルが、MO 又は FD に保存されていることとなります。

(ファイル名)	(対応する特区構想)
X 県 Y 市 - 1 - 1 - 1	A 特区(拡充)
X 県 Y 市 - 1 - 2 - 1	A 特区(規制の特例事項の再提案)
X 県 Y 市 - 1 - 2 - 2	A 特区(新規の特例事項の提案)

X県Y市 - 2 - 1 - 2	B特区（新規）
X県Y市 - 2 - 2 - 1	B特区（規制の特例事項の再提案）
X県Y市 - 2 - 2 - 2	B特区（新規の特例事項の提案）
X県Y市 - 3 - 1 - 2	C特区（新規）
X県Y市 - 3 - 2 - 1	C特区（規制の特例事項の再提案）
X県Y市 - 3 - 2 - 2	C特区（新規の特例事項の提案）

<例2>

いろは連合会が、甲特区（新規）のみ1つの特区を提案する場合（規制の特例事項についても新規事項のみ）、次の2つのファイルが、MO又はFDに保存されていることとなります。

（ファイル名）	（対応する特区構想）
いろは連合会 - 1 - 1 - 1	甲特区（新規）
いろは連合会 - 1 - 2 - 2	甲特区（新規の特例事項の提案）